

全 後 広 協 第 4 4 号
平成21年12月25日

厚生労働省保険局高齢者医療課 御中

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度について

初冬の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協議会の運営に際し、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、現在、当協議会を構成する各広域連合においては、「高額医療・高額介護合算療養費の支給」及び「平成22年度及び平成23年度における保険料率の設定」に向け事務を進めているところですが、それぞれの事務に多数の質疑・要望等が当協議会事務局に寄せられています。

つきましては、下記の各項目について、迅速な御対応及び見解の御教示をお願いいたします。

記

1 後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改善について

高額医療・高額介護合算を算出する電算処理について不備が認められたため、国民健康保険中央会から平成21年12月3日付けで、「高額医療・高額介護合算に係る基準日の属する月の中途に世帯構成の変更があった場合の対応について」が通知されました。

これは、基準日の属する月の中途に世帯構成の変更があった場合は、同システムで対応できないため、各広域連合で対象者を抽出し個別対応するものでした。

しかしながら、広域連合で抽出しての手作業による個別対応では、事務量等において広域連合の負担は大きく、今後、支給額の違算や被保険者への誤説明、給付の遅延等の原因となる恐れがあります。

ついては、本支給業務を適正かつ効率的に進め、被保険者に混乱を生じさせないため、また、国庫負担申請の一般・現役並みの区分判別を行うためにも、システム本体の改修が必要です。早急なシステムの改修及び改修時期を明示されることを強く要望します。

2 平成22年度及び平成23年度における保険料率試算について

(1) 被保険者一人当たり医療給付費について

平成21年11月19日付事務連絡「平成22年度及び平成23年度における保険料率の再試算について」において、平成22年度及び平成23年度の被保険者一人当たり医療給付費の対前年度伸び率をそれぞれ「1.6%」とされており、その算出方法は平成18年度及び平成19年度における対前年度の伸び率を使用されたとのことですが、平成20年度に対する平成21年度の伸び率を考慮されていない理由を御教示ください。

(2) 後期高齢者負担率の上昇に係る国庫補助金について

平成21年10月26日付事務連絡「平成22年度及び平成23年度における保険料率の試算について」において、「後期高齢者負担率の上昇に係る国庫補助金を投入した場合の試算」を行うよう指示があり、それは同日付けの大臣会見を受けてのものと承知しておりましたが、(1)に示した事務連絡にはこのことについて一切説明がありません。補助金投入についてはどのような取扱いになったのか御教示ください。

(3) 平成24年度の対応について

平成21年11月19日付事務連絡「平成22年度及び平成23年度における保険料率の再試算について」において、「剰余金及び財政安定化基金の活用」を行うよう指示を頂きましたが、後期高齢者医療制度は平成24年度まで存続するものと承知しています。

剰余金全額及び財政安定化基金の取崩しを行った場合、平成24年度における保険料率改定時の保険料上昇抑制対策についてどのような考えをお持ちであるか御教示ください。